

富良野市地域おこし協力隊派遣業務委託
(移住・関係人口等)

公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月4日

富良野市総務部シティプロモーション推進課

富良野市地域おこし協力隊派遣業務委託（移住・関係人口等） 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

富良野市地域おこし協力隊派遣業務委託（移住・関係人口等）

(2) 業務目的

少子高齢化や人口減少、人材不足が進む中、市外の人材である地域おこし協力隊を積極的に誘致し、その定住・定着を図りながら、本市の移住定住対策やシティプロモーション、ふるさと納税、ワーケーション等関係人口創出の各事業推進をとおして、地域課題の解決や関係人口・定住人口等を生み出していくことを目的とする。

(3) 業務内容

「富良野市地域おこし協力隊派遣業務委託（移住・関係人口等）仕様書」を参照すること。

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2. 提案上限額（予算額）

2,580万円（消費税及び地方消費税を含む）※この金額は契約額等を示すものではない。

3. プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

4. 参加資格要件・業務実施上の条件

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続をしていない者であること。
- (4) 富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (6) 富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有していること。
- (8) (7)と同様の観点から、自社直接執行により、本業務と同様の業務実績を有していること

を要件とし、本業務の全部を第三者へ再委託することは禁止する。

(9) その他、当該業務担当者との打合せを行うこと。

5. 参加申込・企画提案書

プロポーザルに参加を希望する者は、下記の参加申込書及び企画提案書を提出期間内に提出すること。

(1) 参加申込書

①提出書類

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 納税証明書

(ウ) 履歴事項全部証明書

②提出部数 各1部

③提出期間 令和6年3月18日(月)午後5時までに提出すること。

④提出方法 簡易書留郵便又は持参により、下記提出先へ提出すること。

(2) 企画提案書

①提出書類

(ア) 企画提案書の提出鑑(様式2)

(イ) 業務の実施体制(任意様式)

(ウ) 業務の実施方針及びフロー(任意様式)

(エ) 業務工程表(任意様式)

(オ) 同種・類似業務の実績(任意様式)

(カ) 企画提案書及び見積書(任意様式、A4版片面30頁以内)

※仕様書の内容について記載し、項目ごとに把握しやすいように配慮すること。

※イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫し、また専門用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付けるなど、専門的知識がなくても理解しやすいように記載すること。

※見積書も項目ごとに把握しやすいように配慮すること。

②提出部数 上記(ア)は1部、(イ)～(カ)は6部及び電子版1部

③提出期限 令和6年3月22日(金)～令和6年3月28日(木)午後5時まで。

④提出方法 簡易書留郵便又は持参により、下記提出先へ提出すること。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込書または企画提案書を提出した後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を下記提出先へ提出すること。提出方法については、簡易書留郵便又は持参による。

6. 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間 令和6年3月18日(月)午後5時まで

(2) 書式及び提出方法

質問は、質問書(様式4)により行い、電子メールにて下記提出先に提出する。

(3) 質問の回答

参加申込のあった全事業者に回答する。

※電話、口頭による照会対応は行わない。

7. 選定方法

(1) 審査方法

選定は、富良野市職員で構成する「富良野市地域おこし協力隊派遣業務(移住・関係人口等)プロポーザル審査会」において、企画提案書及びプレゼンテーションを審査する。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目等は以下のとおり

審査項目	審査の視点	配点
実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制か	20
実施工程	・実施工程・フローは妥当か	30
業務目的	・業務の目的・内容を十分に理解しているか	20
業務実績	・同種・類似業務の実績は十分か	20
提案内容	・本市のニーズを把握した隊員の選考や配置の仕組みとなっているか ・隊員の能力が発揮できるような指導支援の体制となっているか ・多様な観点から施策が提案されているか	90
見積金額	・見積金額が提案内容に対し適正であるかどうか	20

(3) プレゼンテーション実施に関する事項

①開催日時・場所 令和6年4月上旬を予定

※具体的な日時、場所等は、プロポーザル参加者に別途連絡する。

②参加人数 3名までとする

③説明時間 30分以内で説明した後、質疑応答を実施する。

④実施方法及び留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは本市で準備する。これ以外の必要な機器等は、参加者において準備すること。
- ・参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

8. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

富良野市地域おこし協力隊派遣業務（移住・関係人口等）プロポーザル審査会により選定した最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定すると共に、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により事業者へ通知すると共に、市のホームページで公開する。

ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ①最優秀者が地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき
- ②最優秀者が富良野市から指名停止の措置を受けているとき。
- ③最優秀者が破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法又は民事再生法による再生又は再生手続きの対象となったとき
- ④最優秀者が富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当するとき
- ⑤最優秀者が宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体に該当するとき
- ⑥最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑦その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

- ①提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった書面（非特定通知書）をもって、富良野市長から通知する。
- ②上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③富良野市は上記②による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面等により説明を行わなければならない。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。

- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例(平成12年条例第1号)に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。

10. スケジュール

申請等に関するスケジュールは以下のとおりです。

日 程	内 容
令和6年3月 4日(月)	公募の公告、実施要領等の公表
3月18日(月)	参加申込書の提出期限 質問書の提出期限
3月22日(金)	企画提案書の受付開始
3月28日(木)	企画提案書の提出期限
4月上旬	プレゼンテーション審査会
4月中旬	審査結果通知、受託候補者決定
4月中旬	委託契約締結
令和7年3月31日(月)	委託契約履行期間終了

11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④実施要領等に違反すると認められる場合
- ⑤審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

12. 本件に関する問合せ・書類提出先

〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市役所総務部シティプロモーション推進課
電 話：0167-39-2277(直通)
FAX：0167-39-2120
E-mail：fcp@city.furano.hokkaido.jp